

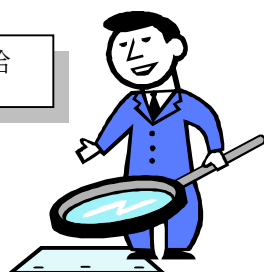
# 福祉対策部 NEWS

2006年3月号

## 障害基礎年金と老齢厚生年金等を併せて受給できるようになります

### ■平成18年3月まで

障害基礎年金を受給



65歳を過ぎたら

障害基礎年金

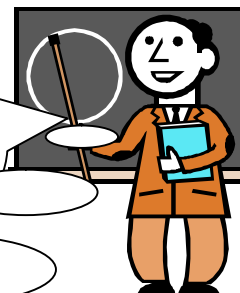
どちらか  
を選択

老齢厚生年金



障害基礎年金を受けている聴覚障害者は、会社などで働いているときに厚生年金を給料より徴収されるにも関わらず、65歳になっても老齢厚生年金を併せてもらうことができない不合理が、続いていました。

障害基礎年金をもらっている方は、65歳になったら、障害基礎年金か老齢厚生年金のどちらかを選択しなければならないよ。



でも、現実的には、障害基礎年金は、「基礎年金」ですから金額は固定されていますが、厚生老齢年金は、会社に通った月数、会社の給料などで一人ひとりの年金額が異なります。

今までは、障害者が会社に長年働いても、給料が安いとか、転職が多いなどの理由で厚生老齢年金が安く、結果的に障害基礎年金だけを選択していたため、厚生年金保険料が無駄になっていました。

【解説】 公的年金は、二階建ての仕組みになっています。一階部分は国民年金から支給される基礎年金。二階部分は厚生年金や共済年金です。

それぞれの年金には、老齢・障害・遺族の三種類の給付があります。一階、二階を組み合わせて受給できるのは、同じ種類の場合のみです。

そのため、障害基礎年金を受給しながら働いて厚生年金の保険料を払っても、障害基礎年金または、老齢厚生年金のどちらか一方しか受給できませんでした。

平成18年4月  
から

61歳から65歳前まで

老齢厚生年金  
〔報酬比例部分〕

〔定額部分〕

60歳から新たに老齢厚生年金を受給する権利ができます（定額部分は61歳から）が、65歳になるまでは、障害基礎年金または老齢厚生年金のどちらかの一方だけです。（今まで通り）

65歳から

ケース1

老齢厚生年金

障害基礎年金

改正により、障害基礎年金と老齢厚生年金を組み合わせ受給できます

ケース2

遺族厚生年金

障害基礎年金

老齢厚生年金だけでなく、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせも可能になりました。

ケース3

遺族厚生年金

老齢厚生年金

障害基礎年金

障害基礎年金、老齢厚生年金の2分の1、遺族厚生年金3分の2を組み合わせる仕組みもあります。（夫婦それぞれに厚生年金がある共働き夫婦の場合に有効）

なお、併給を申請される場合は、**選択申出書**を提出していただく必要があります。  
詳しくは、社会保険事務所へお問い合わせください。